

SIPOは、「分割出願は、最初の出願の出願日を維持することができ、優先権を主張する場合は優先日を維持することができる。ただし、当該分割出願は、最初の出願に記載された内容の範囲を超えてはならない」(専利法実施細則第43条第1項)としている。

※KIPO:コメントなし

<考察>

日本では、特許法第50条の2に基づいて、分割出願に際して、新規事項の追加禁止に加えて、補正の制限(最後の拒絶理由通知に対する補正の制限)が適用されることがあるが、中国、韓国にはこのような規定がない。従って、中国、韓国では、分割出願において、原則として、原出願からの新規事項でなければ補正が可能である点には注意が必要である。

なお、分割出願は、原則として、原出願の出願当初の明細書、特許請求の範囲又は図面に記載された事項の範囲内においてしなければならない点は、三庁において共通である。この点で、JPOでは、「分割出願の明細書、特許請求の範囲又は図面に記載された事項が、「原出願の分割直前の明細書、特許請求の範囲又は図面」又は「原出願の出願当初の明細書、特許請求の範囲又は図面」に記載された事項の範囲内であるか否かの判断は、新規事項の判断と同様に行う」(審査基準 第V部第1章第1節)とされ、補正要件(新規事項)の考え方が分割出願の適否の判断に採用されている。三庁における分割出願

の適否の判断や実務の比較については、さらに詳細な検討が必要であると考えられる。

5. おわりに

今回は、「明細書、特許請求の範囲又は図面の補正に関する比較研究報告書」について、「法令・審査基準(1)」として、「補正に関する法的根拠」、「補正の概要」、「補正の種類」について対比的に説明して考察を行った。補正に関する基本的な考え方は、三庁で共通しているが、審査実務のレベルで検討すると、いくつかの相違点が存在していることがわかる。

今後とも、中国、韓国に対する特許実務においては、三庁間の審査実務の相違点に注意が必要である。次回は、「法令・審査基準(2)」として、「補正の範囲」について詳細に分析して、日中韓の審査実務の対比と考察を行う予定である。

【参考文献】

1. JPO・KIPO・SIPO「明細書、特許請求の範囲又は図面の補正に関する比較研究報告書」(2014年11月)
2. JPO「特許・実用新案 審査基準」(2014年6月改訂)
3. KIPO「特許・実用新案 審査指針書」(2014年7月改訂)
4. SIPO「専利審査指南」(2010年2月改訂)
5. 特許庁「特許行政年次報告書」(2015年7月)

¹ 専利法には、特許のほか、実用新案、意匠についても規定されている。

—つづく—

知的財産関連ニュース報道 (韓国版)

<2015年7月>

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
韓国弁理士 金成鎬

7月には、韓国の特許出願に関連する新たな制度として、韓米間で施行予定の共同審査制度と特許出願表示に関する内容を含む改定施行規則を案内する記事を紹介する。

24日付のアジア経済によると、韓国特許庁は、「国家間の特許共同審査」制度の内容と申請手続などを知らせるウェブページを開設したと24日明らかにした。ウェブページには、英語圏の利用者の便宜のために英語版も用意された。共同審査は、同じ性格の

発明が二つの国でそれぞれ特許出願された場合、審査に必要な情報をそれぞれの国の審査官が共有しながら審査を行う制度である。これをもとに開設されたウェブページは、今年9月1日の韓米両国間の特許共同審査の施行前に一般市民が関連内容を理解し、情報広場を介して意見の交換ができるという点で意味を持つ。特に国内企業と外国企業との特許紛争が頻繁に発生することを考えると共同審査の役割は大きいと期待される。共同審査を通じて、最大4,000ドルの優先審査申請料を免除させることによって、国内企業の米国内特許取得の時間とコストを削減することができるという文脈からだ。現在、米国では、該当ウェブページを7月1日に開設することにより、利用者が現地特許庁のホームページ(www.uspto.gov)を介して共同審査の内容と手続などを確認できるようにした。共同審査に関連するウェブページは、特許庁ホームページ(www.kipo.go.kr)を介して利用することができ、詳細については、特許庁の特許審査制度課(042-481-5400)に問い合わせることができる。韓国特許庁の特許審査企画局長は、「ウェブページの開設を通じて共同審査に対する国民の理解が高くなることを願う」と明らかにし、「共同審査は、両国で早期に特許を取得して商業化しようとする企業に役立つカスタマイズ国際協力制度で、今後、中国、ヨーロッパ、日本など国内企業が必要とする国と拡大施行するように努力する」と付け加えた。

29日付のファイナンシャルニュースによると、韓国特許庁は、特許関連表示の混同に伴う被害を防ぐため、特許出願を表示する際に「審査中」を共に記さなければならない特許法施行規則を29日から施行すると明らかにした。これにより、今後、特許出願の場合には「特許出願(審査中)」を表示した後に願番号を表示しなければならない。以前は、「特許出願」という文言に続いて願番号が表示された。特許出願の状態であるのにもかかわらず、特許庁審査官の審査を経て、まるで特許登録されたものと誤認する恐れがあるという指摘が絶えないことによる措置だ。また、今回の施行規則では、「公知例外主張」を特許登録の前までできるようにした。以前には、特許出願時にのみ公知例外の主張をすることができ、出願人が誤って公知例外の主張をしていない場合は、自分の考えのために拒絶される事例が発生した。発明を先に公開した後、特許出願をすると、その発明は特許を受けることができないが、出願して公知例外主張をすると、特許取得が可能である。また、特許登録決定後にも「分割出願」をすることができるようにし、市場の状況と出願人の条件に応じてアイデアを追加で権利化できるようにした。分割出願は、一つの出願に2つ以上の発明が含まれている場合は、発明を分離して別個に出願することができるようにした制度だ。

《訴訟関係》

- ▲外信と業界によると、米国最高裁判所は、6月29日、グーグルの 안드로이드 が、オラクルのジャバ(プログラミングソフトウェア)を無断で使用し、著作権を侵害したと判決した。これにより、グーグル運営体制である 안드로이드 を自社製品に搭載するサムスン、LG電子などの国内製造会社は打撃が避けられない見通し。(3日 ニュ)
- ▲韓国のソウル半導体は、昨年7月、米国のTV製造会社クレイグが自社のLEDチップ製造と関連したバックライト(BLU)、パッケージなど5個の特許を侵害したという理由で、米国フロリダ州南部地方裁判所に提起していた特許訴訟で、勝訴判決を受けたと26日明らかにした。(28日 朝鮮)

《立法》

- ▲韓国特許庁は7月8日、特許取消制度と、共有特許権を相手方の同意なしに移転できるようにする内容を核心とした「特許法一部改正法律案」が国務会議を通過したと明らかにした。(9日 デジ)
- ▲韓国特許庁は、特許関連表示の混同に伴う被害を防ぐため、特許出願を表示する際に「審査中」を共に記さなければならない特許法施行規則を29日から施行すると明らかにした。これにより、今後、特許出願の場合には「特許出願(審査中)」を表示した後に願番号を表示しなければならない。(29日 ファ)

《行政》

- ▲韓国特許庁は、国有特許の活用を推進するため、農業技術実用化財団に続いて国有特許の移転・取引

- 専門機関として、韓国林業振興院と韓国発明振興会を追加指定したと7月5日明らかにした。(7日ソ経)
- ▲韓国特許庁は、中小企業が自社の知識財産経営水準をスマートフォンを利用して簡単に自己診断してみることができるように、「知識財産経営診断」モバイルアプリサービスを7月8日から始めると7月7日明らかにした。(8日 ファ)
 - ▲新たに任命されたチェ・ドンギョ韓国特許庁長は7月7日、就任後、電子新聞との初インタビューを持ち、最優先施策として「発明商業化を活性化させる」とし、「特許権が財産権として認められるように知識財産の価値評価を強化し、金融資源を拡大させる」と述べた。(8日 電子)
 - ▲昨年、韓国特許庁が国内の中小企業800社と海外進出企業200社を対象にアンケート調査を行った結果、調査した企業の67.2%が営業秘密を保有しており、国内所在の中小企業の9.4%、海外進出企業の14.6%が営業秘密の流出被害を被ったことがあると応答した。(15日 毎日)
 - ▲韓国特許庁は、大韓貿易投資振興公社(KOTRA)と共同で7月15日午前、日本の東京貿易館で韓国企業の知財権保護支援を専担する海外知識財産センター(以下、IP-DESK)の開所式を開催した。(16日 電子)
 - ▲7月19日、韓国特許庁によると、今年の上半期までに登録された国有特許は4,593件であり、このうち761件が民間に技術が移転された。(21日 世界)
 - ▲韓国特許庁は、国内最大規模の知識財産権統合展示会である「2015大韓民国知識財産大展」を、来る11月26日から29日までの4日間、ソウル市駅三洞のコエックスで開催すると19日明らかにした。(21日 デジ)
 - ▲韓国政府は7月22日、政府ソウル庁舎において、第14次国家知識財産委員会を開き、来年7,435億ウォンを投入して、34の核心知識財産事業を推進し、企業と出捐研究機関の特許を公開・活用する「特許開放および活用促進方案」を盛り込んだ「2016年度政府知識財産財源配分方向」など、知識財産分野の9つの案件を議決した。(23日 電子)
 - ▲韓国特許庁は、今後、特許を無償でベンチャー・中小企業等に開放する企業には、特許料を50%減免するという内容を骨子とした「特許開放および活用促進方案」が22日、「第14次国家知識財産委員会」で確定したと明らかにした。(23日 電子)
 - ▲韓国特許庁は、「国家間の特許共同審査」制度の内容と申請手続などを知らせるウェブページを開設したと24日明らかにした。(24日 ア経)
 - ▲未来創造科学部と韓国特許庁は、7月23日に開かれた「第5回未来成長動力特別委員会」において、5G移動通信、知能型モノのインターネットなど、未来成長動力13大分野の特許分析結果を発表した。(24日 デジ)
 - ▲韓国特許庁は、今年の第2四半期に出願された知識財産権は11万8,347件で、去年同期より9.4%(1万34件)増加したと29日明らかにした。これは、最近5年間の毎年第2四半期の出願件数のうちで最も大幅な増加率を記録したものの。(30日 中央)
 - ▲韓国特許庁は、モノのインターネット分野に対して、海外特許紛争をあらかじめ予測し、これに対する対応戦略を提示する「未来特許紛争対応戦略シナリオ」事業を本格推進する。今回の事業を通じてモノのインターネットの標準化動向、特許分析、リード競合他社、特許管理専門事業者(NPE)戦略分析、紛争事例分析などを通じて、今後発生し得る特許紛争に対する対応シナリオを導き出す計画。(30日 へ経)
 - ▲7月30日、未来成長動力特別委員会の「未来成長動力特許分析結果」を見ると、韓国は、特許出願規模では、米国(29.8%)、日本(28.8%)に続いて世界3位(22.4%)。しかし、特許の質的水準を示す特許引用回数は平均5.2回で、米国(11.3回)の半分の水準(46%)であり、主要国で特許を確保した比率も10.6%にとどまり、米国(35.9%)、日本(31.4%)に大きく及ばないことが分かった。(31日 京郷)

《その他》

- ▲1泊2日の日程で訪韓中のクアルコムのジェイコブス会長は6月30日、「韓国スタートアップに9,000万ドルを投資する計画だ」と明らかにした。一方で7月1日の財界によると、公正取引委員会は、移動通

信標準特許料の過剰徴収の名目でクアルコム調査を行っている。このため、クアルコムの今回の投資を純粋に見ずに、「批判を鎮める歩み」と見る見方が少なくない。(2日 文化)

- ▲米国の調査会社によると、サムスン電子が、全世界のIT企業の中で最も多くのウェアラブル(Wearable)特許を持っていることが分かった。2010年から今年3月まで登録されたウェアラブル機器関連の特許は合計4万1,301個で、このうち4%はサムスン電子が占め、単一企業としては最も大きな比重を占めており、続いてクアルコム(3%)とアップル(2.2%)が後に続く。(2日 韓国)
- ▲アイディベンチャースは、韓国ファンド・オブ・ファンズ「特許アカウント特許技術事業化部門」の2次出資事業委託運用会社として選定されたと6日明らかにした。このファンドは、企業でないIPにプロジェクト方式で投資するもので、アイディベンチャースは9月まで150億ウォン規模のファンドを造成する予定。(8日 電子)
- ▲7月9日、業界によると、SKテレコムとKTの、5G・IoT・融複合技術など未来成長動力関連の特許出願件数は、2010~2012年707件から2013~2015年6月まで909件と28.6%増えた。同期間の登録件数は、181件から488件と170%ほど増加するなど、収益性悪化に直面した移動通信3社が未来の収入源確保のために特許戦争を繰り広げている。(10日 ソ経)
- ▲韓国最大のパン屋フランチャイズ「パリバゲット」を運営するSPCグループが、グループ会長の夫人(イ・ミヒャン)に毎年40億ウォンを超える会社資金を商標権使用料として支払っていることが分かった。(10日 ハン)
- ▲韓国の中小知識財産翻訳専門企業2か所が、世界知識財産機構(WIPO)公式認証を獲得し、その間外国企業に依存していたIP翻訳を国内企業が遂行することになり、輸入代替効果が期待される。(16日 電子)

※媒体の正式名称(発行社)

朝鮮:朝鮮日報(朝鮮日報社)、東亞:東亞日報(東亞日報社)、中央:中央日報(中央日報社)、世界:世界日報(世界日報社)、文化:文化日報(文化日報社)、京郷:京郷新聞(京郷新聞社)、ハン:ハンギョレ新聞(ハンギョレ新聞社)、毎日:毎日新聞(毎日新聞社)、毎経:毎日経済新聞(毎日経済新聞社)、韓経:韓国経済新聞(韓国経済新聞社)、ア経:アジア経済新聞(アジア・メディア・グループ)、電子:電子新聞(電子新聞社)、法律:法律新聞(法律新聞社)、韓国:韓国日報(韓国日報社)、ソ経:ソウル経済新聞(ソウル経済新聞社)、ファ:ファイナンシャルニュース(ファイナンシャルニュース新聞社)、イー:イートゥデイ(イートゥデイ社)、へ経:ヘラルド経済(ヘラルド社)、エ経:エネルギー経済(エネルギー経済社)、マネ:マネートゥデイ(マネートゥデイ社)、デジ:デジタルタイムス(文化日報社)、デイ:デイリーパム(デイリーパム社)、ニュ:ニューシス(ニューシス社)

SUN・GROUP

企業のグローバル化経営に資する
知財戦略のプロ集団

サン・グループ 代表 藤本 昇 サン・グループ 副代表 藤本 周一

藤本昇特許事務所

所長 弁理士 藤本 昇 意匠・機械・知財紛争
訴訟・鑑定・契約

【URL】
www.sun-group.co.jp

【大阪】
〒542-0081
大阪市中央区南船場 1-15-14
堺筋種畑ビル2階
(総合受付5階)

【東京】
〒105-0004
東京都港区新橋 4-5-1
アーバン新橋ビル3階

パートナー 弁理士 中谷 寛昭 (化学)

パートナー 弁理士 野村 慎一 (意匠・税関)

弁理士 小山 雄一(化学・国際)

弁理士 北田 明(機械・制御)

弁理士 白井里央子(商標・不競法)

弁理士 田中 成幸(商標・不競法)

弁理士 井澤真樹子(化学)

弁理士 大川 博之(機械・制御)

弁理士 日東 伸二(化学・薬学)

弁理士 石井 隆明(意匠)

弁理士 久米 哲史(化学・国際)

弁理士 山本 みどり(機械・プラント)

弁理士 山本 裕(化学・薬学)

弁理士 三条 英章(化学)

弁理士 北村 七重(国際)

中国弁理士 展 馨(機械・国際)

【大阪】TEL:06-6271-7908 FAX:06-6271-7910 【東京】TEL:03-5777-5689 FAX:03-5777-5685 【E-mail】info@sun-group.co.jp

株式会社ネットス

内外国の知財情報の調査・パテントマップ・知財情報の加工・解析・翻訳

代表取締役社長 藤本 周一

【大阪】TEL:06-6261-2990 FAX:06-6261-2993

【東京】TEL:03-5777-3263 FAX:03-5777-3264

取締役 田村 勝宏

取締役 川原 丈夫

【E-mail】nets@sun-group.co.jp

株式会社パトラ

知財教育・PBS・外国法務

リーダー
亀井加奈子

【大阪】TEL:06-6271-2383 FAX:06-6271-7910

【東京】TEL:03-5777-5689 FAX:03-5777-5685

【E-mail】patra@sun-group.co.jp